

資料

両替商別家の経営について

——鴻池弥三郎「算用帳」の分析——

安岡重明

- 一、はしがき
 - 二、鴻池弥三郎について
 - 三、算用帳の分析
 - 四、むすび
- 史料 鴻池弥三郎「算用帳」

一 はしがき

鴻池文書のなかには、本家の帳簿にまじって一部分家や別家の文書が残されている。それらはおおむね寛保年度以降のものである。本家文書の中に、別家に関する史料が残されているのは享保以降である。享保八年非常にはつきりした形で手代・別家の待遇規定が設けられたから、その規定実施に伴って諸記録が多く作製され、その一部が現在に伝えられたのである。享保以前についても、算用帳から奉公人の待遇の一面はうかがう

が、それは断片的であるため、幾分なりともまとまった形で同家の奉公人の実態を知りうるのは、享保以降なのである。農業史や工業史の研究において、農業における奉公人あるいは手工業における徒弟が問題になると同じく、江戸期の商人資本の解明にあたっては、そこにおける奉公人の存在形態が問題になる。それは商人資本の側面を示すからである。しかしそれら諸奉公人は何らかの経営に組み入れられ、農民・親方・商人との関係においてのみ存在したのであるから、当然その関係において問題にされねばならない。農村奉公人については、奉公人請状や経営帳簿などから極めて精密な研究が進められている。そうした克明な追求が都市商業についても必要であることは、いうまでもない。そうした意味をかねて、われわれは前記的資本の研究の一環としてここで鴻池善右衛門家の一別家の存在形態を紹介することにした。⁶⁾しかしここでは別家のあり方全般についてのべることはできない。史料の性格から、観察を主として本家と一別家の経済関係にかぎる。別家に関しては後日本格的な研究を發表する予定である。そこでは個々の別家の在り方を克明に追求することはできないから、それに先立って一別家の存在形態を史料の許す範圍で可能なかぎりあきらかにするのが本稿の目的である。鴻池家は享保期に入って家憲および手代の待遇規定（手代へ申渡書）の作製を試み、同八年正月これらを制定した。この規定に従って、手代たちは一定年間の勤

務ののち、別家（別宅）を許される。手代勤務中に、個々の手代名儀の「名附銀」が年々本家にあずけられ、年一割の利息がつけられた。これが別家に際しての元年銀の一部になるが、そのほか諸種の祝儀銀が与えられ、あるいは本家から融資をうけ、家屋敷の世話をうけた。これらの別家には、だいたい三種あったとみられる。第一はほぼ完全に独立したものの、第二は自分家業をしながら本家ずつめをしたもの、第三は別家する年限に達して、なお本家ずつめをするもの。⁽⁴⁾ 第一の別家は別家の規定からすれば成立しえたが、現在史料の上では確めることはできない。第二の別家は、史料の上でもっと多くみることができ、鴻池弥三郎もこれに属すると考えられるが、自分家業の実態は以下に示すとおりである。第三の別家は手代のうち有能な者の場合と、無能な者の場合の双方が考えられる。前者については不明で、後者には、自分家業をさせるのが不安で、主家が面倒をみる形で終身雇傭したものがあつた。

註(1) 本稿は拙稿「前期的資本の蓄積過程——鴻池家算用帳の研究の一節——」(同志社商学第一一巻五号、第一二巻二・四・五号)の続稿の一部である。

(2) 宮本又次氏によれば、別家には三種あつた。「第一は丁稚が多年忠勤を抽んでた功勞により別宅を許され、通い奉公をなすものにして、かかる番頭はただに終身の奉公人たるのみならず、子々孫々にわたつて仕えるものであつた。第二は主家若くは自己の都合により単

に別宅通勤を許され、別宅の待遇をうくるものである。第三は主家より若干の資本と暖簾とを分たれ、独立商人となれるものであつた。第三の場合は丁稚制度の終局であり、一個の独立企業者の地位に昇ることによって、永年にわたる丁稚生活が真に意味づけられるものである。」(宮本又次「商家の別家について」大阪大学経済学第二巻第二号六一頁)

鴻池弥三郎は右の第三のケースのようにみえるが、眞の独立企業者となつたのではなかつたことは以下にみるとおりである。

二 鴻池弥三郎について

ここで取りあげる鴻池弥三郎に關していうと、本家算用帳や万留帳の示すところに従えば、別家にあつて特殊な待遇を受けた手代とは思えない。彼に与えられた諸銀高からみれば、そういうものである。ただ名附銀の名簿に彼の名がみえないことが気がかりである。改名すればその旨がかき加えられるのが普通である。記載がもれたのかも知れない。本家算用帳、万留帳の指引には彼の名はあらわれない。

弥三郎に關する記録として享保四年「万留帳」の指引のうち、享保十八年の項に、

(前略)

八百六拾八

内弥三郎別宅申付候ニ付見せ出し祝義繕

普請式口遣ス

(中略)

式貫貳百拾壹匁四分七厘 手代弥三郎極月別宅申付候世帯

道具諸入用

とあって、彼は享保十八年(一七三三)に別宅を許され、祝儀銀として銀四三〇目、繕普請入用として四三〇目、計八六〇目、世話道具諸入用として銀二貫二一匁四分七厘をもらつた。勿論そのほか名附銀や諸祝儀をもらつたはずである。享保十九年正月の本家算用帳の諸払のなかには次の一項がある。
「九貫四百六拾匁 手代弥三郎自分家業祝儀」。これは万留帳上の銀高以外のものである。その後弥三郎の動向は不明であるが、寛保三年(一七四三)以降の算用帳が残されているのである。これは宝暦八年(一七五八)まで一六年間のものである。独立したと思われる分家の算用帳が本家に返され、現在まで保管されていた例は弥三郎だけにとどまらない。現在次の二例がある。

一つは鴻池重郎兵衛である。本家算用帳享保二十一年諸払(享保二十年決算)に「五貫目 鴻池重郎兵衛元手銀遣ス」とあるから、前年享保二十年(一七三五)に別宅を許されたと考えられる。彼の算用帳は寛保四年(一七四四)からはじまり、宝暦二年(一七五二)四月に終つている。重郎兵衛の死によつて、最終の決算は鴻池才助(別名要蔵)がなした。

他の例として鴻池儀兵衛の算用帳がある。万留帳の享保二十

一年の「指引」に、

式貫七百貳拾三分三厘 手代儀兵衛新田へ別宅申付候

世帯道具諸入用

とあって、彼は享保二十一年(一七三六)別家を許され、新田会所勤務となつた。儀兵衛の算用帳は、寛延三年(一七五〇)にはじまり、宝暦三年(一七五三)に終る。ただし本家算用帳享保十九年の諸払に「六貫八百六拾匁 手代儀兵衛自分家業祝儀」とあり、三年のずれがある。

以上の例から知られるように、独立した別家の算用帳が本家に返されているのだから、別家の「自分家業」を完全な独立的営とは考えることができない。別家の算用帳上の資産さえ、別家のものに属したかも疑問である。一般に近世においては別家に際して本家から与えられたのれんは、ことがあると本家へとりあげられることがあつた。鴻池別家の算用帳上の資産も類似的の性格をもつたと想像される。三例とも別家を許されてのち十年から十五年後に算用帳があらわれたが、その間いかなる事情があつたか不明である。ただこれら別家算用帳に示された営業が純粹に別家個人のものでなかつたことだけは、はっきりしている。そのほか鴻池本家に残された別家算用帳は、いくつかの問題をもつている。

一、別家算用帳の年代が寛保——宝暦期に限られてゐるから、その他の時代にはこうした制度はなかつたのか。しかし幕

末においても、「一類中並に手代共一が運用する銀高がきわめて多量存在し、本家大を貸に参加していたことが安政四年「方々加銀透」によって認められるから、時代によって形態は異つていても（この点は重要であるが）、以上指摘した性格の資産は鴻池一族中にきわめて多く存在したことはあきらかである。

二、残された算用帳は、別家の破産・死亡など特殊な場合のものではないか。この点は充分可能性がある。しかし、鴻池の別家は年々極めて多く輩出されたのに一家をなした別家はほとんど数えるほどしかない。多くは真の自立をなしえなかったものと推察される。たとえ、別家の破産・死亡によって算用帳が本家に返されたとしても、ノーマルに経営された年々の状態を追求することは可能である。なお三つの別家の最後の決算ではいずれも銀三〇貫目以上残っており、破産とはいえない。

三、残された別家算用帳は、同種のもののうち一部が偶然に残されたのか。本家の算用帳・大福帳をはじめ重要帳簿でさえ、相当散失しているのだから、別家の算用帳の残される条件はすくなかつたと思われる。

以上いくつかの疑問を念頭におきながら、以下鴻池弥三郎の算用帳の分析に入る。

三 算用帳の分析

別家鴻池弥三郎の算用帳は、本家算用帳とまったく同じ構成

をとっている。すなわち、最初に某年算用とあり、貸銀（現銀を含む）、預り、収益（収入）、費用（支出）の順であつて、貸銀は貸借対照表の借方、預りは同じく貸方にあたる。収益・費用は損益計算の借方、貸方にあたる。貸銀のなかには不動産が含まれず、収益には営業外の収入がある。費用には非営業的な家計上の支出がこめられていることもまた、本家算用帳と同じである。⁽⁴⁾ 弥三郎の算用帳の要点を第一表に表示した。

弥三郎の算用帳がはじまる寛保三年の前年同二年はじめの元銀高は五一貫目余であつたが、同年に一七貫目余の「塩代銀掛之損」があり、寛保三年初の資産は三五貫目余となつて、最後の宝暦八年には五一貫目余と寛保二年の状態にもどつている。十五年間に資産は結局増えていないのである。

〔貸銀〕

貸銀は、寛保三年三七貫目余、宝暦八年五六貫目余、最高は宝暦二年の七六貫目余である。寛保三年の貸銀は一口最高額五貫目、普通は二―三貫目以下であつた。ときには一六貫目（延享二年言賀載）、一〇貫目（宝暦二年広嶋蔵）もある。このように貸銀は多数の小口に分割されて利廻しされていた。これは主として安全のためであつて、大口貸付が回収できなくなつたらいかに危険かは、あとで見ることにする。

これらの貸銀は鴻池弥三郎が単独で行つたのではない。寛保三年から寛延三年までは、これら貸銀について「年賦」、「又

の 算 用

益 拜借為利 銀	計		費 用			差 引	備 考
	利 入		計	損銀利払	小 払		
	貸 込	貸 込	貸 込	貸 込	貸 込	貸 込	
1,760.—	2,065.10	55,828.98		17,430.55	2,701.66	35,696.77	
3,940.—	3,769.67	44,406.44	2,996.62			41,409.82	
2,400.—	3,381.24	48,191.06		1,032.15	2,919.89	44,239.02	
860.—	4,008.13	52,707.15	4,172.42		* 3,143.92	48,534.73	*ほかに娘 出生入用 1,028.50
2,600.—	4,171.41	56,306.14	4,831.22		* 4,105.62	51,474.92	*ほかに娘 入用 二 725.60
	4,456.47	56,931.39			4,976.76	51,954.63	
	5,083.21	58,037.84			5,239.04	52,798.80	
	4,822.67	58,621.47			5,057.65	53,563.82	
	4,987.57	59,051.39			4,717.05	54,334.34	
珠光様よ り215.—	5,332.54	60,381.88		利払 580.20	5,102.72	54,698.96	
	6,142.36	61,341.32		" 540.—	4,357.80	56,443.52	
被下銀 8,600.—	4,505.29	70,048.81	7,430.85	" 519.— 3,294.90	3,616.95	62,617.96	
2,565.—	4,147.91	69,330.87	6,250.07	利払 352.50*	3,408.—	63,080.80	*ほかに 1,220.40 不時入用 1,269.17 引越入用
	2,871.33	65,952.13		" 386.60	2,872.92	62,692.61	
	3,657.27	66,349.88	14,671.94	9,500.—	5,171.94	51,677.94	

第一表 鴻池 弥 三 郎

年	貸 銀	預 り		前年元銀	収	
		計	うち本家分		計	役料銀
寛保3亥(1743)	37,696.77	2,000.—		51,003.88	4,825.10	1,000.—
4子(1744)	43,909.82	2,500.—		35,696.77	8,709.67	1,000.—
延享2丑(1745)	46,789.02	2,550.—		41,409.27	6,781.24	1,000.—
3寅(1746)	51,139.73	2,605.—		44,239.02	8,468.13	1,000.—
4卯(1747)	54,140.42	2,665.50		48,534.73	7,771.41	1,000.—
5辰(1748)	55,485.75	3,531.12		51,474.92	5,456.47	1,000.—
寛延2巳(1749)	56,846.25	4,047.45		51,954.63	6,083.21	1,000.—
3午(1750)	57,643.75	4,079.93		52,798.80	5,822.67	1,000.—
4未(1751)	59,636.74	5,302.40		53,563.82	5,487.57	御救被下銀 500.—
宝暦2申(1752)	76,157.64	21,458.68	15,000.—	54,334.34	6,047.54	同上 500.—
3酉(1753)	74,610.75	18,167.23	12,000.—	54,698.96	6,642.36	同上 500.—
4戌(1754)	66,358.64	3,740.68		56,443.52	13,605.29	同上 500.—
5亥(1755)	66,942.30	3,861.50		62,617.96	6,712.91	
6子(1756)	68,264.64	5,572.03		63,080.80	2,871.33	
7丑 8寅 両年分	56,425.22	4,747.28		62,692.61	3,657.27	

様加」という註記以外はなされてないが、寛延四年にいたると「小口かし口ミ」以外すべて註記がつく。註記によると貸銀は、本家の貸銀に参加したものと、鴻池の分家・別家の貸銀に参加したものであることがわかる。註記の「加」はそうした意味である。すなわち、本家を通じて貸したものと(御見世加)一九口、鴻池庄兵衛を通じたもの(鴻庄加)一口、鴻池卯平次を通じたもの一口、分家鴻池又右衛門を通じたもの(又様加)一口、「鴻伊加」一口となっている。「鴻伊」は伊助か伊兵衛であるが、伊助だとしてもこの伊助は草間直方の伊助ではない。当時彼はまだ生れていなかったからである。年々の貸付先および銀高を較べてゆくと、註記のなかった寛保三年から寛延三年までの貸付も、途中で返済されたものは別として、大体寛延四年の貸銀につながるから、それ以前の貸銀も同年に註記された形で貸付けられていたことはあきらかである。本家を中心とした一族を通して貸付る形は一、二の例外はあっても、弥三郎の高槻移転(宝暦四年)までつづく。

宝暦四年になって弥三郎は高槻へ移転した。その理由は不明である。年老いて故郷へ帰ったとか、高槻藩と関係をもったとか考えられるが、確証はない。同人の算用帳からみる限りでは高槻藩との関係はうすい。しかしこの頃から高槻領農村への貸付がふえ、商人への貸付もふえる。宝暦七・八年算用によれば、それらの多くは高槻の新助なる者の口入によったことがわ

かる。とはいえ、このときにも貸銀の大部分は本家および一族を通じて貸付けられていた。「仲間加」の仲間は、一族の貸付組織であったことはたしかである。

以上、弥三郎の高槻移転という特殊事情を除けば、別家弥三郎の自分家業は、まったく本家を中心とする一族の金融機構の埒内において営まれたことがあきらかになった。

〔預り〕

預り銀は、明示された限りでは、弥三郎の家族または身内および本家からの預りであり、「口ミ預り」(内容不明)がときに少額あらわれる程度である。他人の資本を利用して業務を行うほど積極的な意味はなかったと思われる。本家よりの預りは、宝暦元年一五貫目、同二年一二貫目であった。

〔収益〕

1 利入 利入は銀二貫目から六貫目余までであって、貸銀に対する比をみると(第二表)、寛保二年——宝暦二年八%——一〇%、宝暦三年以後通減して六%——四%となった。元銀高に対する比は、当然、貸銀に対する比よりもやや上廻るが、貸銀に対する比と同様の傾向であった。宝暦二年のように本家から相当額を預り、貸付に廻した年は、元銀に対する利入の比はやや大きくなっている。本家の場合、寛保ごろ利入は貸銀に対して六・六%、元銀に対して七・八%であったから、弥三郎の場合の方がすこし利入率はよい。

第二表 利入の貸銀、元銀に対する比

年	利入	期首貸銀	期首元銀	貸銀に対する比	元銀に対する比
寛保2年	2,065.10	?	51,003	%	4.0%
3年	3,769.67	37,696	35,696	10.0	10.6
4年	3,381.24	43,909	41,409	7.7	8.2
延享2年	4,008.13	46,789	44,239	8.6	9.1
3年	4,171.41	51,139	48,534	8.2	8.6
4年	4,456.47	54,140	51,474	8.2	8.7
5年	5,083.21	55,485	51,954	9.2	9.8
寛延2年	4,822.67	56,846	52,978	8.5	9.1
3年	4,987.57	57,643	53,563	8.7	9.3
4年	5,334.54	59,636	54,334	8.9	9.8
宝暦2年	6,142.36	76,157	54,698	8.1	11.2
3年	4,505.29	74,610	56,443	6.0	8.0
4年	4,147.91	66,358	62,617	6.3	6.6
5年	2,871.33	66,942	63,080	4.3	4.6
6-7年	3,657.25	68,264	62,692	5.4	5.8

算用帳の寛保3年の利入は寛保2年中の利入であるから、各年度の利入を問題にするには、一年ずつ繰上げねばならない。

2 役料銀・御救被下銀 役料銀は寛保二年から寛延二年まで毎年銀一貫目ずつもらっており、寛保三年から宝暦三年までは御救被下銀を毎年銀五〇〇目ずつもらっている。宝暦四年以降はない。合計役料銀八貫目、御救被下銀二貫目である。

3 以上のはかに「拝借為利銀」など各種の名目をもった銀をもらっている。それを示すと(算用帳の年に従う)。

寛保三年 一貫七六〇目 御同所(御本家)様へ

拝借為利銀被下銀

寛保四年 三貫九四〇目 右に同じ

延享二年 二貫四〇〇目 右に同じ

延享三年 二貫六〇〇目 右に同じ

八六〇目 了映様(四代宗貞)御

遺物被下銀

延享四年 二貫六〇〇目 拝借利銀

宝暦二年 二一六匁 珠光様(二代宗利の室)御

御遺物被下置

宝暦四年 八貫六〇〇目 御本家様被下銀

宝暦五年 二貫五六五匁 拝借利銀

このように種々の被下銀をもらっており、合計二五貫五四〇目に達する。利入額にくらべてこうした銀

額はいかにも大きい。銀五〇貫目前後の資本を大名貸に用いた場合、その利息だけでは生活がcaろうじて保てる程度で、損銀があればたちまち破産に迫りこまれることになり、三五貫目余の役料銀以下の収入ではじめて経営が存立しえたのである。

〔費用〕

費用は主として損銀、利払、小払からなる。損銀は貸付銀の回収不能となったものである。利払は預り銀に対する利払であるが、預りは先にのべたような構成であつたから、身内からの預りに対して払われたものであろう。しかし利払が計上されたのは、宝暦二年以降である。それ以前は小払の中に込められていたのかも知れない。小払は、生活費であつたと考えられる。その他の諸入用を含めた全支出は約四貫目から約二〇貫目まで区々である。多額の場合はすべて損銀によるものであつた。

1. 損銀 全年間における損銀を示す次のとおりである。

寛保三年 一七貫四三〇匁五五 塩代銀掛之損

延享二年 一貫〇三二匁一五 撰河河野佐右衛門江かし銀ノ

損

宝暦四年 二貫七九四匁九〇 かし損 高つき新助

五〇〇目 河州石川田地質

宝暦七・八年 九貫五〇〇目 布屋忠兵衛かし損

右の記載から弥三郎は算用開始の前年に塩の取引をやつていたと想像されるが、立ちいった事情は不明である。これら損銀高は合計三二貫二五七匁六分で、本家からの諸「被下銀」の総額

に匹敵するほどである。事情不明の塩代銀を除いて、残余の一三貫目余のほとんどは鴻池一族の手をへない貸付から生じたものである。うち河州石川の田地質五〇〇目だけは別家鴻池「卯兵次加」であつた。脆弱な一別家独自の貸付がいかにか危険であつたかを示すものであろう。貸付の大部分を占めていた一族を通した貸付からはわずかの損失しか出ていないから、その方が安全度が高かつたことがはっきり示されている。

すなわち、この点は他の別家算用帳からも指摘できる。鴻池重郎兵衛の寛保四年から寛延四年までの算用帳によれば、寛保四年三一貫六二〇匁五分二厘、寛延四年三七貫四二〇二分九厘の資産はすべて大名および藏屋敷に貸付けられていた。この八年間の算用においてまったく貸付損銀は記載されていない。鴻池儀兵衛の寛延三年から宝暦三年までの算用帳によれば、資産は寛延三年三九貫八一匁二厘から宝暦三年三三貫七八三匁六分に減じている。彼は農民・商人・大名に貸付けており、宝暦二年一二貫二七匁四分の「潜損銀」を記載している。その内訳を示すと釘屋善兵衛三貫二〇〇目、大和屋嘉兵衛四六〇目、梶原村市郎兵衛一貫一七〇目、高規理左衛門二貫一七六匁四分、河州川邊井路方五貫三一匁となつていて、損銀の生じたのはいずれも、農民・商人に対する貸付からであり、大名貸は一切も含まれていない。以上の三例はすべて、本家を中心とする大名貸の方が、商人貸・百姓貸よりも安全であつたことをは

つきり示している。鴻池本家の大名貸への純化もこうした事情を背景にもつていたと考えねばならない⁽¹⁾。分家や別家独自の経済活動は個人の商才によっては飛躍的発展の可能性をもつ。同時に能力のない者は絶えず破産の危機にさらされる。ここにみられた同族による貸付形態は、経済的諸権利の脆弱であった当時としてはいわば必然ではあったが、そうした危険性を回避し安全性を高めると同時に個々の構成員の大多數から飛躍的発展の可能性を奪つたものである。

2 小払 年中小払とかかれていて当時、世帯(射)料ともいわれていたものである。年間三貫目たらずから五貫目程度であり、この額は年間私入額にはびとしい。だから貸損や不時の出費がなければ、五〇貫目前後の資本を大名貸に投じた場合、収益は一別家の生活を維持しうる程度であった。もちろん三五貫目の小払額は五〇両から八〇両であるから、当時の庶民の生活程度よりはるかに高いものであったことはたしかである。

註(1) 前掲拙稿、ことに同志社商学第一一卷五号、第一二巻四号を参照のこと。

(2) 本家算用帳においては、本家が次第に大名貸に純化してゆく条件は明確に知りえなかつた。三別家の算用帳からは、大名貸の方が安全であることは明確にあらわされた。本家算用帳をこの観点から、もう一度検討すべきであろう。「町人若見録」によって大名貸は危険なものという考えが一般に流布されているが、大名貸の

危険性は相対的に、歴史的に再検討しなければならぬ。

四 むすび

以上の分析を通じて次のことがあきらかになった。鴻池善右衛門の一別家鴻池弥三郎は、別家十年後の算用帳によれば、銀約五〇貫目の資本をもつて本家を中心とする鴻池一族の大名貸に参加し、その利息収入で一家を維持した。しかし、それは生活ぎりぎりの収入であり、取引上の損失が出れば経営はたちまち縮少せざるをえない状態であり、本家の恩恵によつてのみ危険を回避し、再生産を維持しえた。貸付も本家を中心とする一族の大名貸に参加した方が安全であり、別家独自の取引は多額の損失を生ぜしめた。従つて弥三郎は別家し独立したとはいつても、本家に従属し、本家に忠勤をあげ、役料その他の被下銀を期待しなければならなかつた。しかもその従属こそ別家の存立を保証するものであつた。弥三郎その他二、三の別家の算用帳が本家に返されていることは、算用帳に計上された別家の資産が実質的には別家に属さないで、別家の経営はあたかも支店のごとく、一定資金の運用をまかされていただけではなかつたか、の疑問を生ぜしめる。この点は一層の研究をまたねばならない。こうした本家中心の金融組織によつて資本の散失を防ぎ、そのテンポは次第にゆるくなったが、鴻池一族は繁栄をつ

づけた。こうみれば、三井家のごとく本家による資本の掌握は明確ではなかったとしても、鴻池家においても本家を中心とする金融機構は実質的に同族の全資本に対して同様の統制効果をもっていたのではないかと推察せしめるのである。

(一九六一・四・三〇)

史料 鴻池弥三郎「算用帳」

癸寛保三年
算用帳
亥正月吉日

(たて23cm, よこ15cm)

(裏紙)

鴻池弥三郎

初 寛保三 癸亥年
算用

- 一四貫四百九拾目
- 一四百八拾目
- 一五百目
- 一貳貫貳百五拾目
- 一貳貫三百四拾匁
- 一貳貫三百目
- 一壹貫五百目
- 一三拾三匁六分
- 一拾九匁
- 一貳貫貳百五拾四匁
- 一貳貫目
- 一貳貫目
- 一壹貫目
- 一壹貫五百目
- 一五貫目
- 一壹貫目
- 一壹貫五百目
- 一貳貫目
- 一貳貫三百七拾七匁六厘

御本家御見世仲間借加り

明石蔵

田地質

出雲蔵

高田蔵

船原線

宇和嶋蔵

米子蔵

備前蔵

津和野蔵

津和野蔵

津和野蔵

讚岐蔵

中国蔵

津和野蔵

津和野蔵

岡部様

岸和蔵

久松寺

備前蔵

長府蔵

上林様

肥前蔵

播州

河野佐右衛門殿

一七十七匁九分八厘	留帳口、かし	一五百目	田地質
一壹貫四百四拾五匁叁分三厘	有銀	一貳貫貳百五拾匁	田雲藏
一三拾七貫六百九拾六匁七分七厘	預り	一貳貫三百四拾匁	出雲藏
内貳貫目		一貳貫三百目	高田藏
残而三拾五貫六百九拾六匁七分七厘		一壹貫六百七拾七匁六厘	宇和嶋藏
一五拾壹貫三匁八分八厘	戊年元	一貳貫百五拾六匁	播州河野佐右衛門殿
一壹貫目	御本家様 <small>の</small>	一壹貫七百五拾匁	津輕藏
一壹貫七百六拾匁	御役料銀被下候	一壹貫六百六拾匁	設岐藏
	御同所様 <small>の</small> 拜借	一貳貫目	米子藏
	為利銀被下銀	一五貫目	筑前藏
一貳貫六拾五匁叁分	年中利入	一三貫目	備前藏
一五拾五貫八百貳拾八匁九分八厘		一壹貫目	津輕藏
内		一貳貫目	御同所
拾七貫四百三拾匁五分五厘	塩代銀掛之損	一三貫目	岸和田
貳貫七百壹匁六分六厘	年中小払	一壹貫目	姫路藏
一三拾五貫六百九拾六匁七分七厘	亥年元	一貳貫目	吉川左京様
亥正月六日		一壹貫五百目	御同所様
子年算用	御見世仲間借加	一壹貫六百七拾四匁五厘 <small>石川様返并元利</small>	久松寺
一四貫四百九拾匁	り	一四拾九匁貳分六厘	春延切手かし
一四八拾匁	明石藏	一八拾三匁	鴻池卯平次
		一四拾三貫九百九匁八分貳厘	留帳かし
			有銀

柚原様

播州

岡部様

内貳貫五百目

残而四拾壹貫四百九匁八分貳厘

一三拾五貫六百九拾六匁七分七厘

一壹貫目

一三貫九百四拾匁

一三貫七百六拾九匁六分七厘

一四拾四貫四百六匁四分四厘

内

貳貫九百九拾六匁六分貳厘

残而四拾壹貫四百九匁八分貳厘

子正月六日

五年算用

一四貫四百目

一四八拾匁

一五百目

一貳貫三百四拾匁

一貳貫三百目

一三貫六百貳拾五匁

一貳貫百五拾六匁

一貳貳式百五拾匁

一壹貫三百五拾匁

預り

亥年元

御本家様
為御役料被下銀

御本家様
為利銀被下銀

御本家様
為利銀被下銀

御本家様
為利銀被下銀

御本家様
為利銀被下銀

年中小払高

子年元

一貳貫五百目

一貳貫目

一九貫目

一五貫目

一貳貫目

一三貫目

一貳貫目

一貳貫目

一壹貫七百目

一百八拾八匁貳厘

一四拾六貫七百八拾九匁貳厘

内貳貫五百五拾匁

残而四拾四貫貳百三拾九匁貳厘

一四拾壹貫四百九匁八分貳厘

一壹貫目

一貳貫四百目

一三貫三百八拾壹匁貳分四厘

一四拾八貫百九拾壹匁六厘

内

壹貫三拾貳匁壹分五厘

貳貫九百拾九匁八分九厘

吉川様

御同所様

備前藏

吉賀藏

津輕藏

姫路藏

筑後藏

岸和田藏

筑前藏

有銀

預り

子年元

為御役料被下銀

為御役料被下銀

為御役料被下銀

為御役料被下銀

年中利入

銀

銀

銀

銀

銀

榑州河野佐右衛門
江かし銀ノ損
年中小払高

残而四拾四貫貳百三拾九匁貳厘

丑正月六日

丑年元

延享三寅年算用

一四貫貳百五拾匁

一四百八拾匁

一五百目

一貳貫三百四拾匁

一貳貫百五拾六匁

一壹貫五百目

一壹貫七百七拾三匁九分五厘

一貳貫三拾七匁七分五厘

一三貫目

一拾六貫目

一貳貫目

一壹貫貳百目

一壹貫五百目

一壹貫五百目

一貳貫目

一貳貫目

一貳貫目

御見世仲間かし
加り

明石藏

田地質

高田藏

津輕藏

讚州藏

宇和嶋藏

出雲藏

姫路藏

吉賀藏

加州藏

米子藏

御同所

長府藏

岸和田

春延切手かし

筑後藏

一貳貫目

一貳貫五百目

一貳百三拾七匁三厘

一六拾五匁

五拾壹貫百三拾九匁七分三厘

内貳貫六百五匁

残而四拾八貫五百三拾四匁七分三厘

一四拾四貫貳百三拾九匁貳厘

一貳貫六百目

一壹貫目

一八百六拾匁

一四貫八匁壹分三厘

五拾貳貫七百七匁壹分三厘

内

壹貫貳拾八匁五分八

三貫百四拾三匁九分貳厘

残而四拾八貫五百三拾四匁七分三厘

寅正月六日

吉川様

御同所

留帳かし

有銀

預り

丑年元

拜借利銀被下銀

御役料として

被下銀

了秩様御遺物

年中利入

年中小払

娘出生入用

世帯入用

寅年元

延享四卯年算用

岡部様

- 一四貫百目
- 一四百八拾匁
- 一五百目
- 一貳貫三百四拾匁
- 一三貫目
- 一壹貫五百目
- 一壹貫五拾匁
- 一貳貫百五拾六匁
- 一壹貫三百七拾五匁
- 一壹貫五百拾匁八分三厘
- 一壹貫九百三拾壹匁貳分五厘
- 一壹貫五百目
- 一三貫目
- 一貳貫目
- 一三貫目
- 一拾六貫目
- 一貳貫五百目
- 一貳貫目
- 一四貫目
- 一百四拾壹匁八分八厘
- 一五拾五匁四分六厘
- 一五拾四貫百四拾匁四分貳厘

御見世仲間かし
 加り 明石蔵
 田地質
 高田蔵
 姫路蔵
 米子蔵
 御同所蔵
 津輕蔵
 讚州蔵
 宇和嶋蔵
 出雲蔵
 長府蔵
 加州蔵
 岸和田蔵
 筑後蔵
 岩国蔵
 御同所蔵
 津輕蔵
 切手かし
 留帳かし
 有銀

内貳貫六百六拾五匁五分
 残而五拾壹貫四百七拾四匁九分貳厘

預り

一四拾八貫五百三拾四匁七分三厘

寅年元

一貳貫六百目

御本家様少拝借
利銀被下銀

一壹貫目

御同所様御役料
被下銀

一四貫百七拾壹匁四分壹厘

年中利入

一五拾六貫三百六匁老分四厘

内

四貫八百三拾壹匁貳分貳厘

小弘高

但七百貳十五匁六分

娘癒瘡入用

四貫百五匁六分貳厘

世帯入用

残而五拾壹貫四百七拾四匁九分貳厘

卯年元

卯正月六日

延享五年算用

一三貫九百五拾匁

御見世仲間借加

一四百八拾匁

明石蔵

一五百目

田地質

一貳貫三百四拾匁

高田蔵

一三貫目

榊原様
松平大和守様

姫路蔵

一 壹貫五百目	米子藏	一 四貫四百五拾六匁四分七厘	年中利入
一 壹貫五拾目	御同所	〆 五拾六貫九百三拾壹匁三分九厘	
一 貳貫五拾六匁 <small>年賦</small>	津輕藏	内	
一 壹貫貳百五拾匁 <small>年賦</small>	讚岐藏	四貫九百七拾六匁七分六厘	年中小払
一 貳貫貳百五拾匁 <small>年賦</small>	宇和嶋藏	残而 五拾壹貫九百五拾四匁六分三厘	辰元年
一 壹貫八百貳拾四匁七分五厘 <small>年賦</small>	出雲藏	辰正月六日	
一 貳貫目	岸和田		
一 三貫目	加州藏		
一 三貫目	筑後藏	寛延貳年算用	
一 壹貫五百目	備前藏	一 三貫八百目	御見世仲間借し
一 三貫目	伊与藏	一 四百八拾目	加り
一 貳貫目	津輕藏	一 五百目	明石藏
一 拾八貫目	御同所	一 貳貫三百四拾匁	高田藏
一 五百目	岩國藏	一 三貫目	姪路藏
一 百八拾五匁	切手かし	一 壹貫五百目	米子藏
〆 五拾五貫四百八拾五匁七分五厘	有銀	一 六百九拾匁	米子藏
内 三貫五百三拾壹匁貳分貳厘	口々預り	一 貳貫百五拾六匁 <small>年賦</small>	津輕藏
残而 五拾壹貫九百五拾四匁六分三厘		一 壹貫貳百五拾匁 <small>年賦</small>	讚州藏
一 五拾壹貫四百七拾四匁九分貳厘	卯年元	一 貳貫百貳拾九匁 <small>年賦</small>	宇和嶋藏
一 壹貫目	御本家様御役料	一 壹貫七百拾八匁貳分五厘 <small>年賦</small>	出雲藏
	被下銀	一 貳貫目	岸和田
		一 三貫目	筑後藏

岡部様

松平大丞守孫
榎原様

一拾八貫目

岩 国 藏

又様加

一壹貫五百目

備 前 藏

一五貫目

加 州 藏

一貳貫目

伊 豫 藏

一貳貫目

出 雲 藏

一貳貫目

加 州 藏

一壹貫五百目

春延切手かし

一貳百八拾三匁

有 銀

五拾六貫八百四拾六匁貳分五厘

内

四貫四拾七匁四分五厘

口々預り

残而五拾貳貫七百九拾八匁八分

一五拾壹貫九百五拾四匁六分三厘

一壹貫目

辰年元
御本家様
被下銀

一五貫八拾三匁貳分壹厘

年中利入

五拾八貫三拾七匁八分四厘

内五貫貳百三拾九匁四厘

年中世帯入用小払高

残而五拾貳貫七百九拾八匁八分

巳年元

巳六月六日

一三貫六百目

御見世仲間借加

一四百八拾匁

明 石 藏

一五百目

田 地 質

一貳貫三百四拾匁

高 田 藏

一三貫目

神原様
松平 大和守様

一壹貫五百目

米 子 藏

一五百四拾匁

御 同 所

一貳貫百五拾六匁 年賦

津 輕 藏

一壹貫六百拾壹匁七分五厘 年賦

出 雲 藏

一貳貫壹匁 年賦

宇 和 鳴 藏

一九百貳拾五匁 年賦

讚 岐 藏

一壹貫五百目

備 前 藏

一貳貫目

國部様
岸 和 田 藏

一七貫五百目

備 前 藏

一貳貫目

出 雲 藏

一六貫目

御 同 所

一貳貫目

加 州 藏

一五貫目

御 同 所

一貳貫六百七拾匁

筑 後 藏

一貳貫目

伊 豫 藏

一三貫目

植村出出羽守様
百 性 衆

寛延三年算用

一三百式拾匁

〆五拾七貫六百四拾三匁七分五厘

内 四貫七拾九匁九分三厘

残而 五拾三貫三百六拾三匁八分式厘

一五拾貳貫七百九拾八匁八分

一壹貫目

一四貫八百貳拾貳匁六分七厘

〆五拾八貫六百貳拾壹匁四分七厘

内 五貫五拾七匁六分五厘

残而 五拾三貫五百六拾三匁八分式厘

午正月六日

寛延四未年算用

一三貫三百目

一五百目

一四百八拾目

一貳貫三百四拾匁

一貳貫百五拾六匁

一三貫目

一三百九拾匁 年賦

有 銀

口〆預り

已年元

御本家様〆
被下銀

年中利入

年中小私

午年元

御見世仲間かし
加り

田地 質

明石 御平次加
鴻庄加

高田 御見世加

津輕 御見世加

松平大和 同守様

米子 同藏

一壹貫三百三拾七匁五分式厘 年賦

一壹貫八百六拾七匁 年賦

一壹貫五百貳拾匁貳分 年賦

一貳貫目 年賦

一貳貫目

一壹貫目

一五貫目

一三貫目

一貳貫目

一三貫目

一三貫目

一五貫目

一五貫目

一壹貫五百目

一五貫目

一貳貫目

一五拾匁三分

一百九拾五匁九分九厘

〆五拾九貫六百三拾六匁七分四厘

内 五貫三百貳匁四分

口〆預り

御同所

宇和嶋 同藏

出雲 同藏

讚岐 同藏

伊豫 同藏

出雲 同藏

中国 同藏

御同所

岸和 同所

百性 御伊加
又様加

筑後 御見世加

津輕 同藏

広嶋 同藏

加州 同藏

備前 同藏

御同所

御同所

小かし口〆

有 銀

口〆預り

岡部様
榑村出羽守様

残而五拾四貫三百三拾四匁三分四厘

一五拾三貫五百六拾三貫八分式厘

一五百目

一四貫九百八拾七匁五分七厘

一五拾九貫五拾壹匁三分九厘

内

四貫七百拾七匁七厘

残而五拾四貫三百三拾四匁三分四厘

未正月六日

宝曆貳年算用

一三貫貳百五拾目

一五百目

一四百八拾目

一貳貫三百四拾目

一三貫目

一貳貫目 年賦

一壹貫七百貳拾匁 年賦

一貳百四拾目 年賦

一壹貫貳百五拾七匁六分四厘 年賦

午年元

御本家様
御救被下銀

年中利入

年中世帯入用小
払高

未年元

御見世仲間借加

田地質
鴨加

明石藏
鴨加

高田藏
鴨加

松平大和守様

讚岐藏
天七加

宇和嶋藏
御見世加

米子藏
同

御同所
同

一貳貫貳拾五匁 年賦

一壹貫九百六拾目 年賦

一三貫目

一貳貫八拾目

一貳貫目

一貳貫目

一三貫目

一九貫目

一三貫五百目

一六貫目

一五貫目

一四貫五百目 出切手来ル

一壹貫目 右同斷

一拾貫目

一五貫目

一壹貫目

一三百五匁

一七拾六貫百五拾七匁六分四厘

一内預り拾五貫目

一六貫四百五拾八匁六分八厘

一残而五拾四貫六百九拾八匁九分六厘

出雲同藏

津輕同藏

中国同藏

御同所

伊豫同藏

岸和同藏

百性同藏

薩摩同藏

出雲同藏

御同所

備前同藏

筑後同藏

御同所

広嶋同藏

加州同藏

新助

有銀

御本家様

口、預り

残而五拾四貫六百九拾八匁九分六厘

榊原様

御見世加

高田藏

明石藏

高田藏

松平大和守様

讚岐藏

宇和嶋藏

米子藏

御同所

植村出羽守様

内預り

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一五拾四貫三百三拾四匁三分四厘

一五貫三百三拾貳匁五分四厘

一五百目

一貳百拾五匁

六拾貫三百八拾壹匁八分八厘

内

五百八拾匁貳分

五貫百貳匁七分貳厘

残高五拾四貫六百九拾八匁九分六厘

申正月六日

宝曆三酉年算用

一三貫貳百五拾目

一五百目

一四百八拾目

一貳貫三百四拾目

一三貫目

一壹貫九百六拾目 年賦

一壹貫貳百五拾七匁六分四厘

未年元

年中利入

御本家様方

珠光様御遺物

被下置

口々利払

年中世帯入用小

申年元

一貳百四拾目 年賦

一三貫目

一貳貫八拾目

一壹貫八百目 年賦

一壹貫五百四拾三匁 同

一壹貫七百五拾目 同

一貳貫四百九拾四匁九分

一壹貫五百目

一六貫百四拾貳匁七分 年賦

一九貫百貳拾九匁五分壹厘 年賦

一六貫目

一九貫目

一三貫目

一四貫目

一壹貫目

一三貫目

一貳貫目

一貳貫目

一壹貫八百目 年賦

一三百四拾三匁

七拾四貫六百拾九匁七分五厘

御同所

中同所

御同所

出雲同所

宇和嶋同所

讚岐同所

新高つき助

平戸同所

筑後同所

御同所

出雲同所

広嶋同所

姫路同所

土佐同所

切手同所

彦根同所

岸和田同所

阿波同所

伊豫同所

有銀同所

内預り

拾貳貫目
 貳貫目
 壹貳百拾匁
 六百五匁
 五百五拾目
 八百貳拾五匁
 九百七拾七匁貳分三厘
 拾八貫百六拾七匁貳分三厘
 残而五拾六貫四百四拾三匁五分貳厘

一五拾四貫六百九拾八匁九分六厘
 一五百目
 一六貫百四拾貳匁三分六厘
 六拾壹貫三百四拾壹匁三分貳厘
 内五百四拾目
 四貫三百五拾七匁八分
 残而五拾六貫四百四拾三匁五分貳厘
 酉正月六日

御本家様
 母人
 ゆり
 徳三郎
 熊五郎
 内ゆ加
 口々預り

申年元
 御救被下銀
 年中利入
 口々利払
 年中小払
 酉年元

宝曆四戌年算用

一壹貫八百貳拾七匁
 一四百八拾目
 一貳貫三百四拾目
 一三貫目
 一壹貫九百六拾目 年賦
 一壹貫貳百五拾七匁六分四厘 年賦
 一九拾目 年賦
 一壹貫八百目 年賦
 一壹貫八百目 年賦
 一壹貫五百目 年賦
 一壹貫三百八拾目 年賦
 一九貫九拾目 年賦
 一六貫百拾六匁 年賦
 一壹貫九百四拾目 年賦
 一壹貫五百目
 一貳貫目
 一六貫目
 一貳貫目
 一六貫目
 一五貫目

御見世仲間倍加
 明石 御見世
 高田 御見世
 松平大和守様 御見世
 津輕 御見世
 米子 御見世
 御同所
 出雲 御見世
 伊豫 御見世
 讚州 御見世
 宇和嶋 御見世
 筑後 御見世
 御同所
 中國 御見世
 平戸 御見世
 岸和 御見世
 出雲 御見世
 阿波 御見世
 春延切手 御見世
 布屋忠兵衛殿 御見世

一 壹貫目 田地實	高つき西冠村 新	八 殿	内私	御見世仲間借加
一 壹貫五百目 同断	高つき八町喜	八 殿	或貫七百九拾四匁九分 かし損	高つき 新 助
一 五百目	高つき領 上田	辺村	五百目 かし損	河州石川 田地實
一 三貫目	高つき領 拾式	ケ村 ^{惣かし}	五百拾九匁 利私	口
一 貳貫目 正月切目短し	鴻池源兵衛殿	立会 ^{惣かし} 借シ	三貫六百拾六匁九分五厘	年中小払高
一 壹貫目	中 國	御見世 ^蔵	或貫四百三拾匁八分五厘	
一 貳百七拾八匁	有	御見世 ^銀	残而六拾貳貫六百拾七匁九分六厘	戊午元
或貫六百三拾五匁八分四厘	内預り		戊正月六日	
壹貫三百三拾壹匁	砂 里		宝曆五亥年算用	
六百六拾五匁五分	徳三郎		一 壹貫八百貳拾七匁	明 石
六百五匁	熊之助		一 四百八拾目	檜原式部大輔 ^蔵
貳百三拾壹匁六分八厘	口 加		一 貳貫三百四拾目	松平 大和守 ^蔵
或貫七百四拾匁六分八厘	口		一 三貫目	津 輕
残而六拾貳貫六百拾七匁九分六厘			一 壹貫九百六拾目 年藏	米 子
一 五拾六貫四百四拾三匁五分貳厘	酉年元		一 九拾目 同断	御 同
一 八貫六百目 被下銀	御本家 様		一 壹貫貳百五拾七匁六分四厘 同断	伊 予
一 五百目 御下被下銀	御同所 様		一 壹貫八百目 同断	宇 和
一 四貫五百五匁貳分九厘	年中利入		一 壹貫三百八拾目 同断	平 戸
或貫七拾貫四拾八匁八分壹厘			一 壹貫五百目	鴻庄 ^蔵

一七貫五百七拾五匁 年賦	出雲 藏
一六貫目	御同 御見世所
一貳貫四百四拾目	岡部美濃守様 鴻庄
一七貫七百四拾目	中國 御見世藏
一四四拾目	御同 御所
一七貫目	御同 御所
一九貫貳百六拾九匁 年賦	筑後 同所
一六貫貳百三拾六匁 年賦	御同 同所
一七貫百貳拾五匁 年賦	讚州 同所
一貳貫目	阿波 天七藏
一七貫目 田地質	西冠村 新八 鴻庄藏
一五貫目	布屋 忠兵衛殿
一七貫五百目 田地質	那部屋 喜八殿
一五五拾目	同 人
一五五目	上田辺村惣かし
一七貫目	那部屋 源右衛門殿
一七貫目 家質	蘭屋 五兵衛殿
一五五目 家質	靴屋 文次郎殿
一五五目	大橋村 惣かし
一三貫目	永井近江守様
一七貫目	片岡兵左衛門殿
一七貫目	小倉藤左衛門殿

一七貫目	小森三郎左衛門殿 組 十四人
一三百五拾目	大橋町 理貞殿
一七貫六百目	鴻池 万助
一百目	大橋町 甚助
一百目 田地質	三上友伯殿
一七貫貳百七拾壹匁三分貳厘	留帳口 かし
一貳百拾壹匁三分四厘	有銀
一六拾六貫九百四拾貳匁三分	
内預り	
七貫六百六拾四匁	ゆり
七貫百三拾貳匁	徳三郎
七貫六拾五匁五分	熊之助
三貫八百六拾壹匁五分	
殘而六拾三貫八拾目八分	
一六拾貳貫六百拾七匁九分六厘	戊午年
一貳貫五百六拾五匁	拝借利銀頂戴
一四貫百四拾七匁九分壹厘	年中利入
一六拾九貫三百三拾目八分七厘	
内私	
三百五拾貳匁五分	口 利私
七貫貳百貳拾四匁	不時入用

壹貫貳百六拾九匁壹分七厘

三貫四百八匁

六貫貳百五拾匁七厘

貳兩六拾三貫八拾目八分

亥正月六日

宝曆六子年算用

一壹貫八百貳拾七匁

一四百八拾目

一貳貫三百四拾目

一三貫目

一壹貫九百六拾目

一壹貫貳百五拾七匁六分四厘年賦

一壹貫五百目

一六貫目

一壹貫三百五拾目年賦

一壹貫目

一一百四拾目

高槻へ引越入用
内普請入用舟ちん
荷物人足其外諸人

高年
中世帯入用小払

亥年元

御見世仲間かし加

明石鴻庄藏

榊原式部大輔様御見世

松平大和守様

津軽同藏

米子同藏

平戸鴻庄藏

出雲同藏

御同御見世藏

中国同藏

御同同所

一壹貫七百四拾目

一貳貫四百拾目

一九貫貳百六拾九匁年賦

一六貫貳百三拾六匁右開漸

一壹貫貳百目右開漸

一九貫五百目

一壹貫六百目三三

一一百四拾目

一八百七拾五匁

一壹貫目

一五百目

一五百目

一壹貫目家賃

一壹貫五百目日給賃

一三貫目

一壹貫目

一壹貫目

一三百五拾目田地賃

一一百目

一一百目

一壹貫六百目

御同所

岡部美濃守様鴻伊

筑後鴻市藏

御同所

字和嶋御見世藏

布墨忠兵衛

伊与御見世藏

御同所

讚州天七藏

阿波鴻庄藏

上田辺村惣かし

大橋村惣かし

蘭屋五兵衛殿

張部屋喜八殿

永井近江守様

片岡兵左衛門殿

小森三郎左衛門殿組十四人

大橋町大橋町理貞殿

大橋町大橋町甚助

三上友伯殿

鴻池万助

一八百目

一 九百六拾目

六拾八貫貳百六拾四匁六分四厘

内預り

壹貫八百三拾匁四分

壹貫貳百四拾五匁貳分

壹貫百七拾貳匁五分

壹貫三百貳拾三匁九分三厘

五貫五百七拾貳匁三厘

残而六拾貳貫六百九拾貳匁六分壹厘

一六拾三貫八拾目八分

一貳貫八百七百壹匁三分三厘

六拾五貫九百五拾貳匁叁分三厘

内私

三百八拾六匁六分

貳貫八百七拾貳匁九分貳厘

残而六拾貳貫六百九拾貳匁六分壹厘

天王寺屋 七郎右衛門殿

有 銀

ゆり

徳三郎

熊之助

口々預り

亥年元

年中利入高

利 私

年中小払高

子年元

一四百八拾目

一貳貫三百四拾目

一三貫目

一壹貫貳百五拾七匁六分四厘

一壹貫五百目

一六貫目

一四百五拾目

一九貫貳百六拾九匁 此手形為庄へ預ケ

一六貫貳百三拾六匁

一壹貫七百六拾四匁

一壹貫四百目

一三百貳拾目

一貳貫八百七拾目

一貳百五拾目

一五百目

一九百五拾七匁五分八厘

一七拾目

一壹貫七百四拾目

一三貫目

一壹貫目

明 石 藏 鳴庄加へ

榊原式部大輔様 御見世加へ

松平 六和守様 同断

米 子 藏 御見世

平 戸 藏 御見世

出 雲 藏 仲間加

御 同 所 御見世

筑 後 藏 御見世

御 同 所 津市口入

津 輕 藏 仲間加

伊 与 藏 御見世

御 同 所 御見世

岸 和 藏 澤伊加

讀 岐 藏 天七

宇 和 嶋 藏 御見世

中 国 藏 仲間

御 同 所 御見世

御 同 所 御見世

永 井 近江守様 新助口入

片岡兵左衛門殿 新助口入

御見世仲間借シ加

宝曆 七丑年 両年分算用
八丑年

一壹貫八百貳拾七匁

一五百目
 一五百目
 一壹貫六百目
 一貳貫目
 一壹貫目
 一壹貫目
 一百目
 一百目
 一三百七拾目
 一壹貫目
 一五百目
 一壹貫目
 一五百貳拾四匁
 一五拾六貫四百貳拾五匁貳分貳厘
 内預り
 貳貫拾三匁四分
 壹貫三百六拾九匁六分
 壹貫貳百八拾九匁七分
 七拾四匁四分八厘
 四貫七百四拾七匁貳分八厘
 残而五拾壹貫六百七拾七匁九分四厘

大橋村
 上田刃村
 鴻池万助
 河岐藏
 蘭屋三兵衛殿
 小森三右衛門北組惣かし
 大橋町甚
 三上友伯殿
 大橋町利貞
 竹屋七兵衛殿
 天王寺屋七郎右衛門殿
 鱗形屋平右衛門殿
 古鹽部四兵衛殿
 天主寺屋七郎右衛門殿
 西部屋 弥右衛門殿
 有銀

一六拾貳貫六百九拾貳匁六分壹厘
 一三貫六百五拾七匁貳分七厘
 一六拾六貫三百四拾九匁八分八厘
 内私
 九貫五百目
 貳貫貳百八拾五匁七分四厘
 貳貫八百八拾六匁貳分
 一拾四貫六百七拾壹匁九分四厘
 残而五拾壹貫六百七拾七匁九分四厘
 寅正月十一日
 寅年元

安岡重明「前期的資本の蓄積過程」四完(第一二巻第五号)
 誤植訂正
 頁行 誤 正
 36 6 一、二この問題 一、二の問題
 36 11 たぢち たぢち
 42 後から2 改められた 改められた
 46 家憲制定 家憲制定
 60 寛文十年一九% 宝永三年六五・八%
 60 延享二年六四・二% 延享二年七四・一%
 60 11 延享二年六四・二% 延享二年七四・一%
 60 13 危険はな 危険な
 61 12 志向せられた 志向せられた

丑年元
 年中利入高

布屋長衛かし損
 子年世帯入用
 丑年世帯入用